

整骨院・接骨院で 受療されている 方へのお願い

私たち健康保険組合は、皆さんの保険料を無駄にしないよう医療費の適正化に取り組んでいます。整骨院・接骨院(柔道整復師)にかかる場合は、次の事項に注意して受療されますようご協力をお願い致します。



健康保険(証)が 使える場合

負傷原因の明らかな^{*} 外傷性のけが

○ 骨折・不全骨折・脱臼

※骨折・不全骨折・脱臼には医師の
同意が必要(応急手当の場合を除く)

○ 捻挫

○ 打撲

○ 挫傷(肉離れ等)



^{*}負傷原因が明らかとは
✓いつ ✓どこで ✓どうして
がはっきりわかるもの



健康保険(証)が 使えない場合

✕ 日常生活での慢性的な
肩こり・筋肉疲労

✕ 単なるマッサージ代わり
の利用

✕ 脳疾患後遺症などの
慢性病や症状の改善が
見られない長期の施術

✕ 保険医療機関で同じ
負傷等の治療中のもの

✕ 仕事中や通勤途中
のケガ



整骨院・接骨院をご利用の際のお願い(注意事項)

1

負傷原因は
正確に伝えましょう

負傷原因が労働災害や
通勤災害に該当する場合は、
健康保険証を使えません。
また、交通事故である
場合には、必ず当健保に
ご連絡ください。



2

委任状への署名・ぼ印は
自分でしましょう

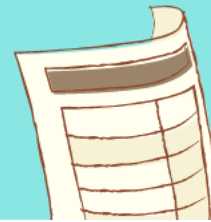
ご自身が受けた受療内容と
記載内容に間違いがないか
確認をしましょう。
「療養費申請書」の
「委任欄」に自分で
署名またはぼ印
しましょう。



3

領収証を
もらいましょう

通知書に記載しております
受療明細と領収証の金額や
内容に間違いがないかを
照合しましょう。



4

医療機関(病院・診療所)と
の重複受診はやめましょう

同じケガで同時期に整骨院・
接骨院と医療機関(整形外科等)
や鍼灸院、マッサージ院での
治療を受けることはできません。
保険対象外となります。



5

施術が長期に渡る場合は
医師の診察を受けましょう

長期に渡る施術の場合は、
施術方法があなたに合って
いない場合や、内科的要因も
考えられますので、
病院・診療所などで
受診しましょう。



大切な保険料を正しく使うため、ご理解・ご協力をお願いします。